

日本ライフセービング協会加入の傷害保険及び賠償責任保険について（ご案内）

1. 加入保険

- (1) NPO 団体傷害保険（NPO の会員が活動中に被った傷害を補償する保険）
- (2) 会員付帯賠償責任保険（個人会員登録後、自動的に付帯）

2. 補償範囲

(1) NPO 団体傷害保険

- ① NPO 団体の構成員(注1)が、NPO 団体の管理下において、その NPO 団体の目的に従って活動中あるいは自宅と NPO 団体活動場所との間の通常経路往復中に、急激かつ偶然な外来の事故（転倒、交通事故など外的要因による事故）でケガをしたり、後遺障害を負ったり、死亡された場合に補償する保険です。
 - （注1）団体の構成員とは NPO を構成する理事、役員、社員、職員、会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生などその団体に所属または登録された方をいいます。ただし、その団体が提供するサービスの利用のみを目的とする会員は含みません。
- ② ここでは年間を通じて日本ライフセービング協会が事業計画に基づき主催・管理する公式競技会や講習会、研修会等のことをさします。

(2) 会員付帯賠償責任保険

- ① 賠償責任保険（他人の身体及び財物に損害を与えてしまった場合に、法律上の賠償責任を補償する保険）
- ② 個人会員のライフセービング中の事故で、法律上の賠償責任を負った場合に補償（JLA 管理下外も適用）。活動の範囲は、個人の練習、パトロール、講習会、競技会、ライフセービングの指導等のことを指します。なお、会員同士の事故には、法律上の賠償責任が発生しない為、保険の対象とはなりません。

3. 補償金額

(1) NPO 団体傷害保険

- ① 安全教育事業・資格認定事業・事務局 死亡：3,000 万円 入院：5,000 円 通院：3,000 円
- ② 競技事業・日本代表強化事業 死亡：3,000 万円 入院：5,000 円 通院：3,000 円
- ③ 監視・救助事業 死亡：6,000 万円 入院：5,000 円 通院：3,000 円

(2) 会員付帯賠償責任保険

- ① 対人事故・対物事故、ともに 1 億円まで補償
- ② 1 事故につき 5 千円の自己負担

4. 補償期間

(1) 保険期間は年度ごと 4 月 1 日から 3 月 31 日までとなります。会費納入が完了した方から下記のスケジュールで中途加入を行います。なお、ご入金日から補償を開始する日（加入日）までは、保険が適用できませんので、予めご注意ください。

- ① 当月 10 日～15 日に会費納入 →→→ 翌月 1 日より加入
- ② 当月 26 日～翌月 9 日までに会費納入 →→→ 翌月 15 日より加入

5. 加入対象

年会費が納入済みの個人会員（個人正会員、個人一般会員<高校生含む>、準一般会員）

6. 引受保険会社

- (1) NPO 団体傷害保険 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- (2) 会員付帯賠償責任保険 三井住友海上火災保険株式会社

7. 事故時の対応について

万が一、事故を発生させてしまった際は、できる限りその状況の記録用写真を撮影してください。また、その場で加害者側と安易な示談は決して行わないでください。保険会社に相談する旨を説明し、加害者側の連絡先を確認した後、日本ライフセービング協会事務局までご連絡ください。その際に、いつ、どこで、だれが、どのようにして事故を発生させてしまったかの事故報告書（様式なし）をご提出いただきます。その後の対応は保険会社から連絡が入ります。

8. お問い合わせ先

事務局 日本ライフセービング協会 電話 03 (3459) 1445

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-1-18 トップスビル
日本ライフセービング協会 ◇電話 03 (3459) 1445

